

平成27年 第1回臨時会

東 御 市 議 会 会 議 録

平成27年 5 月 12日 開会

平成27年 5 月 12日 閉会

東 御 市 議 会

平成27年東御市議会第1回臨時会議事日程（第1号）

平成27年5月12日（火） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 市長招集あいさつ
- 第 4 議案第42号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求め
ることについて
- 第 5 議案第43号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分
の承認を求めることについて
- 第 6 議案第45号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分
の承認を求めることについて
- 第 7 議案第44号 平成26年度東御市介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認
を求めることについて
- 第 8 議案第46号 東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
の専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第47号 東御市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
ることについて
- 第10 議案第48号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
ることについて
- 第11 議案第49号 東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
ることについて
- 第12 議案第52号 教育長の任命について
- 第13 議案第51号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第50号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第1号）

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	橋本俊彦
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	土屋親功
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	関一法	教育課長	小林哲三

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	議会事務局次長	堀内和子
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

開会に先立ちまして、4月1日付人事異動がありましたので、副市長から地方自治法第121条の規定による説明員の報告と紹介のための発言が求められていますので、これを許可します。

副市長。

○副市長（田丸基廣君） おはようございます。

4月1日付の人事異動によりまして説明員に異動がございましたのでご紹介をさせていただきます。

初めに部長職より申し上げます。市民生活部長、土屋一夫。

○市民生活部長（土屋一夫君） よろしく申し上げます。

○副市長（田丸基廣君） 健康福祉部長、山口正彦。

○健康福祉部長（山口正彦君） よろしく申し上げます。

○副市長（田丸基廣君） 病院事務長、武舎和博。

○病院事務長（武舎和博君） よろしく申し上げます。

○副市長（田丸基廣君） 次に、課長職を申し上げます。総務課長、横関政史。

○総務課長（横関政史君） よろしく申し上げます。

○副市長（田丸基廣君） 農林課長、金井泉。

○農林課長（金井 泉君） よろしく願いいたします。

○副市長（田丸基廣君） 生活環境課長、塚田篤。

○生活環境課長（塚田 篤君） よろしく申し上げます。

○副市長（田丸基廣君） 子育て支援課長、土屋親功。

○子育て支援課長（土屋親功君） よろしく申し上げます。

○副市長（田丸基廣君） 福祉課長、柳澤利幸。

○福祉課長（柳澤利幸君） よろしく申し上げます。

○副市長（田丸基廣君） 教育課長、小林哲三。

○教育課長（小林哲三君） よろしく願いいたします。

○副市長（田丸基廣君） よろしく願いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） ただいまから平成27年東御市議会第1回臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、依田俊良君及び長越修一君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

会期は本日1日に決定しました。

◎日程第 3 市長招集あいさつ

○議長（櫻井寿彦君） 日程第3 市長招集あいさつを願います。

市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。

新緑が一段と彩りを増してまいりました。吹き渡る風もすがすがしく、まさに風薫る5月、さわやかな好季節を迎えております。

本日ここに、平成27年東御市議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、ここで3月定例会以降の市内の主だった動きを振り返ってみますと、東御市温泉健康複合施設ゆうふる t a n a k a 条例の一部を改正する条例につきましては、3月定例会において所管の委員会からの意見を付してご決定をいただいたところであります。市では指定管理者である信州東御市振興公社と協議を重ねる中で、議会からの附帯意見を考慮させていただき、利用者への緩和措置として条例で規定した月利用券の上限である7,500円を6,500円とするとともに、プール利用者に対して割引回数券を販売することといたしました。5月からの周知期間を経て、この7月1日からの新料金の適用となりますが、来年6月末日までの1年間を試行期間として施行させていただきます。その間に施設の利用状況を確認させていただき、本来負担していただくべき料金にするのかの判断をさせていただくものであります。

地元の皆様は言うに及ばず市にとりましても積年の悲願でありました海野地区の総合的な整備が完了し、この7日、海野バイパスの竣工式を挙げるに至りました。さらなる誘客効果を期待して新たに海野宿第2駐車場を整備するとともに、駐車料金についても熟慮の結果、無料化を断行させていただきました。これに伴い地域住民の皆様の一層の安全・安心の確保が図られるとともに、今後の東御市観光の進展に大きく寄与するものと確信しております。

千曲川ワインバレーエリア内の上田市、小諸市、千曲市、東御市、立科町、青木村、長和町、坂城町の8市町村が広域でワインの構造改革特区の認定を受けるため、本年2月から協議を進めてまいりましたが、このたび協議が整い、去る5月1日付で内閣府へ認定申請を行いました。特区の名称は「千曲川ワインバレー（東地区）特区」といたしました。8日には、セレモニーとして構成8市町村全首長が参列し、上小地方事務所長立ち会いのもとで認定申請書調印式が行われました。7月中には内閣府からの認定がされる予定でございます。

今般のワイン特区の広域化により、原料の安定供給が図られ、ワイナリーの経営の安定化や品質の高いワインの安定生産によるブランド力の向上、新規ワイナリーの参入の促進等、多方面にわたる波及効果が期待されております。今後は広域化したワイン特区内の市町村が連携してワイン振興のための取り組みの検討について、県も交えた協議会を設けて活動してまいります。

さて、今般提案申し上げます案件は、専決処分の承認事案8件、補正予算事案1件、条例改正事案1件、人事案件1件の合わせて11件になります。いずれも喫緊にして重要な案件でございますので、ご審議につきましてよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたします議案につきまして、順を追ってその概要を申し上げます。

まず議案第42号から議案第49号までの8件につきましては、法の定めにより3月31日に行った専決処分について、それぞれ地方自治法の規定に基づき議会に報告をし、承認をお願いするものでございます。そのうち議案第42号 平成26年度一般会計補正予算（第8号）につきましては、地方交付税約3億5,300万円の増額と、それに伴う基金繰入金の減額及び減債基金積立金の増額、事業費や国、県の補助金等の確定に伴う所要の補正、また翌年度への繰越明許費などがございます。

議案第43号 平成26年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第44号 平成26年度介護保険特別会計補正予算（第3号）、及び議案第45号 平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、いずれも社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託に係る繰越明許費でございます。

議案第46号から議案第49号までの4件につきましては、既存条例の一部を改正するもので、地方税法の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係条例の所要の改正について専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当の部長から説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第50号 平成27年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ201万7,000円を追加して、総額を140億3,201万7,000円といたすもので、教育委員会における人件費の補正でございます。

詳細につきましては、担当部長から説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第51号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、いわゆる新教育長制度への移行に伴う教育長の給与改定に係るものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議案第52号につきましては、人事案件として教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど申し上げます。

それぞれの事案につきまして、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、申し上げます。臨時会招集に当たりましてのごあいさつといたします。

**◎日程第 4 議案第 4 2 号 平成 2 6 年度東御市一般会計補正予算（第 8 号）の専決
処分の承認を求めることについて**

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第 4 議案第 42 号 平成 26 年度東御市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。

ただいま上程となりました議案第 42 号 平成 26 年度東御市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案説明を申し上げます。

お手元の平成 26 年度東御市一般会計・特別会計補正予算書をお願いいたします。この補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 42 号 平成 26 年度東御市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 27 年 3 月 31 日別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

3 ページをお願いいたします。

専第 2 号 平成 26 年度東御市一般会計補正予算（第 8 号）でございます。今回の補正は、平成 26 年度一般会計予算の最終補正でございまして、事業費や国、県の補助金、交付金等が確定したため、所要の予算補正を行い、3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ 2 億 1,575 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 165 億 5,480 万 1,000 円とするもので、第 2 項補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第 2 条、繰越明許費につきましては、第 2 表の繰越明許費によるものでございます。

第 3 条、地方債の変更につきましては、第 3 表地方債補正によるものでございます。

4 ページと 5 ページの説明は省略させていただきます。

6 ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございます。27の事業において繰り越しをお願いするものでございます。いずれも年度内に事業が完了できないことから、翌年度へ繰り越しして予算を使用するためのものでございます。

款2総務費項1総務管理費の地域づくり活動補助金につきましては、東御市版総合戦略策定に伴う各地区の将来ビジョン策定に関する補助金でございまして、関係機関との協議に不測の日数を要したため250万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

移住定住推進事業につきましては、空き家一斉調査委託料などでございまして、関係機関との協議に不測の日数を要したため290万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

次のシティプロモーション推進事業につきましては、市の魅力を発信する移住定住ポータルサイトの開設やプロモーションビデオの制作委託料などでございますが、関係機関との協議に不測の日数を要したため240万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

次の総合戦略策定事業につきましては、総合戦略の策定に要する調査委託料や有識者委員会に係る費用などでございますが、関係機関との協議に不測の日数を要したため760万円を繰り越したもので、事業完了は8月31日を予定しております。

次に、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、同制度に関する国からのシステム改修費用の提示が遅れたことから、システム仕様の作成に不測の日数を要したため繰り越すものでございまして、以下この社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託につきましては、繰越がございまして、それぞれ繰越理由は同じでございますので、それぞれの科目での理由の説明は省略をいたします。

この科目では、宛名システムに係る委託料200万円を繰り越したもので、事業完了は5月31日を予定しております。

次に項2徴税費の社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、税務システムに係る委託料360万円を繰り越したもので、事業完了は5月31日を予定しております。

款3民生費項1社会福祉費、生活応援商品券交付事業につきましては、低所得者及び子育て世帯の生活支援を図るため、市内の小売店等で使用できる商品券の交付に係る補助金などでございますが、関係機関との協議に不測の日数を要したため2,070万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

次の社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、障害者福祉システムに係る委託料など、162万5,000円を繰り越したもので、事業完了は7月31日を予定しております。

次の社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託に係る特別会計繰出金につきましては、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療保険のそれぞれの特別会計での各システム改修委託料へ充当するための繰出金299万7,000円を繰り越したもので、完了は7月31日を予定しております。

項2児童福祉費、保育園建設事業につきましては、旧西部保育園及び旧東保育園用地を処分する

に当たりまして、用地の境界測量を行う際の関係者との立ち会いなどに不測の日数を要したため測量委託料93万2,000円を繰り越したもので、事業完了は12月25日を予定しております。

子育て支援センター運営諸経費、子育て支援応援ポータルサイト開設委託等につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要したため310万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

次の社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、児童福祉システムに係る委託料67万5,000円を繰り越したもので、事業完了は7月31日を予定しております。

7ページをお願いいたします。項5生活保護費社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、生活保護システムに係る委託料86万4,000円を繰り越したもので、事業完了は9月30日を予定しております。

款4衛生費項1保健衛生費、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託につきましては、健康管理システムに係る委託料40万円を繰り越したもので、事業完了は7月31日を予定しております。

款5農林水産業費項1農業費、荒廃地復旧対策事業補助金につきましては、現場が中山間地であり、例年以上凍結が厳しく作業に不測の日数を要したため332万6,000円を繰り越したもので、事業完了は6月30日を予定しております。

次の農山村交流促進事業費につきましては、農業収穫体験事業委託及び農業体験施設整備工事などにつきまして、関係機関との協議に不測の日数を要したため1,200万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

次の6次産業化推進事業費につきましては、新商品開発事業補助金などにつきまして、関係機関との協議に不測の日数を要したため550万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

次に経営体育成支援事業補助金、雪害対策につきましては、雪害により倒壊のあった農業用施設の再建費用への補助でございますが、再建事業が集中したことから、資材及び労働力確保に不測の日数を要したため4億3,281万2,000円を繰り越したもので、事業完了は7月31日を予定しております。

款6商工費項1商工費、商工会運営補助事業につきましては、とうみプレミアム付商品券発行補助金及び東御市商工業魅力アップ補助金につきまして、関係機関との協議に不測の日数を要したため4,038万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

東御市観光協会補助金につきましては、商工会館への観光・展示スペース設置等に要する補助金につきまして、関係機関との協議に不測の日数を要したため156万円を繰り越したもので、事業完了は平成28年3月31日を予定しております。

款7土木費項2道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業につきましては、布下橋修繕工事と滋野446号線の工事、及び海野地区整備事業でございますけれども、関係機関との協議や地権者と

の交渉に不測の日数を要したため1億2,037万4,000円を繰り越したもので、事業完了につきましては布下橋修繕工事は5月29日、滋野446号線の工事は7月30日、海野地区整備事業は6月30日を予定しております。

次の鞍掛工業団地関連道路整備測量設計等委託につきましては、設計委託に当たりまして関係機関との協議に不測の日数を要したため600万円を繰り越したもので、事業完了は10月30日を予定しております。

項5住宅費日向が丘団地建設工事につきましては、工事に当たり関係機関との協議に不測の日数を要したため7,281万2,000円を繰り越したもので、事業完了は6月30日を予定しております。

款8消防費項1消防費、防火水槽設置工事につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要したため648万円を繰り越したもので、事業完了は9月30日を予定しております。

8ページをお願いいたします。款9教育費項2小学校費、田中小学校昇降機設置工事につきましては、関係機関との協議に不測の日数を要したため700万円を繰り越したもので、事業完了は6月25日を予定しております。

項5保健体育費、給食センター建替え事業につきましては、北御牧小学校配膳室増築工事に係る工事費、管理委託料などがございますが、関係機関との協議に不測の日数を要したため3,630万円を繰り越したもので、事業完了は5月30日を予定しております。

体育施設及び中央公園等管理につきましては、第2体育館受電装置改修工事に当たりまして関係機関との協議に不測の日数を要したため792万円を繰り越したもので、事業完了は6月30日を予定しております。

9ページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。最初に追加でございます。起債の目的は緊急防災減災事業債で、青年研修センター耐震補強事業が起債対象でございます。限度額を210万円とするものでございます。起債の方法は証書借入、利率は5.0%以内、償還の方法は政府資金等の融通条件によるもので、ただし市財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮、もしくは繰上償還、または借り換えすることができるというものでございます。

次に変更でございます。この変更につきましては、いずれも事業費の確定に伴う限度額の変更でございます。施設整備事業債につきましては、補正後の限度額を760万円とするもので、60万円の増額となりまして、小型ポンプ軽積載車等更新事業によるものでございます。

合併特例債につきましては、補正後の限度額を7,630万円とするもので、60万円の増額となりまして、小型ポンプ積載車等更新事業によるものでございます。

公共事業等債につきましては、補正後の限度額を8億1,770万円とするもので、1億150万円の増額となります。主なものとしたしましては、海野地区・県地区整備事業で1億650万円の増、滋野446号線の歩道整備事業で880万円の増、舞台が丘整備事業900万円の減、道路後退用地整備事業210万円の減などがございます。

公営住宅建設事業債につきましては、補正後の限度額を6,720万円とするもので、530万円の増額

となります。日向が丘団地の建設事業などによるものでございます。

学校教育施設等整備事業債につきましては、補正後の限度額を1,010万円とするもので180万円の増額となりまして、田中小学校普通教室増設事業でございます。

全国防災事業債につきましては、補正後の限度額を1億4,430万円とするもので、2,700万円の減額となりまして、小学校及び中学校の非構造部材耐震補強整備事業によるものでございます。

10ページから13ページまでは省略をさせていただきます、14ページをお願いいたします。最初に歳入でございますが、款2地方譲与税から款11の交通安全対策特別交付金までにつきましては、それぞれ国の交付額等が確定したための補正でございます。

款2地方譲与税は項1の地方揮発油譲与税164万9,000円、及び項2自動車重量譲与税616万円の増額でございます。

款3利子割交付金は127万9,000円の増額でございます。

款4配当割交付金は1,088万4,000円、また款5株式等譲渡所得割交付金は1,352万2,000円のそれぞれ増額でございます。

款6地方消費税交付金は3,503万5,000円の減額でございます。

款7ゴルフ場利用税交付金は52万円の増額でございます。

款8自動車取得税交付金は240万3,000円の減額でございます。

款10地方交付税は3億5,345万円の増額ございまして、内訳は普通交付税590万2,000円、特別交付税3億4,754万8,000円のそれぞれ増額でございます。

款11交通安全対策特別交付金は4万3,000円の減額でございます。

16ページをお願いいたします。款12分担金及び負担金項2負担金目1総務費負担金43万1,000円の減額は、職員退職手当基金積立金につきまして、給料額の確定による減でございます。目2民生費負担金649万5,000円の増額は、児童福祉費負担金として公立、私立及び広域のそれぞれ保育料の増で492万8,000円、及び災害救助費負担金として東日本大震災避難者受け入れに関して市営住宅使用料の減免に係る交付金156万7,000円の増額でございます。

款13使用料及び手数料項1使用料目1商工使用料210万円の減額につきましては、海野宿駐車場使用料の減によるものでございます。

款14国庫支出金項1国庫負担金目1民生費国庫負担金121万1,000円の増額は、保育所運営費負担金の確定によるものでございます。

項2国庫補助金目1民生費国庫補助金152万3,000円の減額につきましては、地域少子化対策強化事業補助金等の確定によるものでございます。目3土木費国庫補助金1億2,911万2,000円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金の確定によるものでございます。目4教育費国庫補助金217万7,000円の減額は、幼稚園就園奨励費等の確定によるものでございます。

次に款15県支出金項2県補助金目2民生費県補助金67万4,000円の減額は、特別保育事業補助金等の確定によるものでございます。目5土木費県補助金29万9,000円の減額は、有料道路通行料金

負担軽減事業助成金の確定によるものでございます。

18ページをお願いいたします。款16財産収入項 1 財産運用収入目 2 利子及び配当金185万円の増額は、財政調整基金の利子でございます。

項 2 財産売却収入 4 万3,000円の増額につきましては、住宅団地売却収入金の確定によるものでございます。

款17寄附金390万円の増額につきましては、教育振興寄附金でございます。

款18繰入金項 1 基金繰入金9,643万4,000円の減額は、職員退職手当基金、公共施設等整備基金及び減債基金からの繰入金の減でございます。

款20諸収入項 2 貸付金元利収入目 4 教育費貸付金元利収入12万円の増額につきましては、育英資金貸付金の回収金の確定によるものでございます。

款21市債は、いずれも事業費の確定によるもので、目 3 合併特例債60万円の増額につきましては、小型ポンプ積載車等整備事業の増でございます。目 4 総務債840万円の減額は、小型ポンプ積載車等整備事業の増と舞台が丘整備事業の減額によるものでございます。目 5 土木債 1 億1,750万円の増額は、主な内容として海野地区・県地区整備事業について、社会資本整備総合交付金の減額に伴い公共事業等債で対応するための増額及び日向が丘団地建設事業などの確定によるものでございます。

20ページをお願いいたします。目 6 商工債90万円の減額につきましては、海野宿駐車場整備事業の減でございます。目 7 教育債2,600万円の減額は、田中小学校普通教室増設事業の増、中央公園芝生駐車場舗装整備事業の減、中学校非構造部材耐震補強整備事業の減などによるものでございます。目 9 農林債210万円の増額につきましては、青年研修センター耐震補強事業の確定によるものでございます。

22ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。款 2 総務費項 1 総務管理費目 1 一般管理費204万6,000円の減額につきましては、一般職の退職者の確定に伴う退職手当の減額、及び職員給料の確定に伴う職員退職手当基金積立金の減額でございます。目 2 文書広報費は、財源確定に伴う財源補正でございます。目 5 財産管理費の（8）庁舎施設整備事業費は、国庫補助金及び起債の確定に伴う財源補正でございます。（10）財政調整基金積立金は、利子の積立金の増額でございます。（11）減債基金積立金は2億6,175万3,000円の増額でございます。

24ページをお願いいたします。（14）人材育成事業基金積立金12万円の増額は、育英資金貸付金の回収金の増に伴うものでございます。（15）合併振興基金積立金78万5,000円の増額は、積立金の確定に伴うものでございます。目 6 企画費につきましては、ふるさと応援寄附金に伴う財源補正でございます。

款 3 民生費項 1 社会福祉費目 1 社会福祉総務費につきましては、ふるさと応援寄附金に伴う財源補正でございます。目 2 老人福祉費につきましては、財源確定に伴う財源補正でございます。

項 2 児童福祉費目 2 保育園費につきましては、26ページをお願いいたします。保育所運営費負担

金などの国、県補助金及び保育料などの財源確定に伴う財源補正でございます。目4子育て支援費は、保育緊急確保事業費補助金などの国、県補助金の確定に伴う財源補正でございます。

28ページをお願いいたします。款4衛生費項1保健衛生費目1保健衛生総務費、及び目3の母子衛生費につきましては、保育緊急確保事業費補助金などの国、県補助金の確定に伴う財源補正でございます。

項2清掃費目2じん芥処理費につきましては、ふるさと応援寄附金に伴う財源補正でございます。

款5農林水産業費項1農業費目1農業総務費につきましては、30ページをお願いいたします。

(8)農業振興施設管理運営費で、青年研修センター耐震補強事業に係る地方債の財源補正でございます。目3農業振興費につきましては、ふるさと応援寄附金に伴う財源補正でございます。

款6商工費項1商工費目4観光費308万1,000円の減額につきましては、海野宿駐車場整備工事業の事業確定による減、及び海野宿施設整備基金積立金の減でございます。目7温泉施設運営費につきましては、財源確定に伴う財源補正でございます。

款7土木費項1土木管理費目1土木総務費37万4,000円の減額は、有料道路通行料金負担軽減事業の実績による負担金の減額でございます。

32ページをお願いいたします。項2道路橋りょう費目3道路新設改良費につきましては、市単独道路改良工事などの事業費確定及び社会資本整備総合交付金などの確定に伴う財源補正等でございます。

34ページをお願いいたします。項4都市計画費目4都市計画事業費につきましては、社会資本整備総合交付金の確定に伴う財源補正でございます。

項5住宅費目1住宅管理費435万9,000円の減額につきましては、日向が丘団地建設事業の確定などによるものでございます。目2建築指導費452万7,000円の減額は、道路後退用地整備事業の確定によるものでございます。

36ページをお願いいたします。款8消防費項1消防費目3消防施設費につきましては、小型ポンプ積載車等整備事業の確定に伴う財源補正でございます。

款9教育費項1教育総務費目1事務局費につきましては、国庫補助金の確定に伴う財源補正でございます。項2小学校費目1学校管理費300万1,000円の減額につきましては、小学校非構造部材耐震補強整備事業の確定によるものでございます。目2教育振興費は、国庫補助金の確定に伴う財源補正でございます。

項3中学校費目1学校管理費3,046万4,000円の減額につきましては、中学校非構造部材耐震補強整備事業の確定によるものでございます。目2教育振興費は、国庫補助金の確定に伴う財源補正でございます。

38ページをお願いいたします。項4社会教育費目1生涯学習まちづくり費、目2公民館費及び目10の文化振興費につきましては、基金繰入金、国庫補助金などの確定に伴う財源補正でございます。

項5保健体育費目3体育施設費につきましては、中央公園ローラー滑り台改修事業などの事業費

確定に伴う財源補正でございます。

40ページをお願いいたします。款10公債費につきましては、財源確定に伴う財源補正でございます。

42ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。これにつきましては一般職の退職者の確定に伴う退職手当の減額によるものでございます。職員退職手当88万円の減ということをお示ししてございます。

次に44、45ページをお願いいたします。地方債に関する調書でございます。表中の当該年度中増減見込みの補正額の欄をご覧いただきたいと思っております。この欄に記載のとおり普通債の総務、農林、土木、教育、合併特例債及び商工に補正が生じまして、その合計につきましては最下段にございますけれども8,490万円の増額となります。これによりまして当該年度末現在高見込額につきましては、最下段の合計欄の右側に記載のとおり、これは繰越明許費に係るものも含めましてであります、222億179万7,000円の見込みとなります。

以上、議案第42号 平成26年度東御市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） これから議案第42号について質疑を行います。

16番、依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 16番、依田政雄です。1点について、ちょっと確認を含めてお伺いをしたいと思います。

まず36ページでありますけれども、歳出の款9教育費項3中学校費目1学校管理費でありますけれども、このときに減額3,046万4,000円、また説明欄の節の方を見ますと、事務事業に伴う不用額の減額補正ということでありまして、これ中学校ということでありまして、内容について工事変更があったのか、また申請が通らなかったのかどうかという、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） ただいまの中学校費に係る質問につきましては、教育課長からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 教育課長。

○教育課長（小林哲三君） ただいま依田議員からご質問のありましたことについてお答え申し上げます。

補正額が3,046万4,000円の減額ということでありまして、その内訳は説明欄にありますように工事設計委託料がマイナス460万4,000円、あと工事費がマイナス2,584万円ということでありまして、委託料の方につきましては入札差金ということでございます。工事費の方でありますけれども、これは東部中学校の体育館の屋根の部分の非構造部材の耐震補強という、天井です、済みません、天

井の部分の耐震補強でございます。26年度の当初予算を立てるときには、つり天井部分を補強をかけるという工法を想定しているのですけれども、実際に実施設計を組んだときに、その工法ではちょっと費用もかかるし、耐震補強としてのバランスのとりぐあいがよくないということが判明しまして、当時天井にじかに張りつける発泡スチロールをコーティングしたような軽い部材が開発されたということで、つり天井をとってしまって、軽い構造部材をじかに天井に張りつけるという工法に変えたことによりまして、かなり工事費が安価になったということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 16番、依田政雄君。

○16番（依田政雄君） わかりました。では、いずれにしても変更することによって、実際非構造部と大事なものですけれども、変更することによって耐震に対しての影響はないということ、そういうことですか。

○議長（櫻井寿彦君） 教育課長。

○教育課長（小林哲三君） 天井の場合の耐震補強というのは、天井からの落下物を防ぐということが目的でありまして、そういうようなつりをしていたんですけれども、それを完全にとってしましまして、落下するものもなくなったという状態であります。そこにちょっと下地が出ていますので、そこに軽い部材を張りつけて加工したということでもあります。よろしくお願いいたします。

○16番（依田政雄君） わかりました。

○議長（櫻井寿彦君） 9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 簡潔に、6ページ、7ページの繰越についてであります。3点ほど。1つは、3の民生費の社会福祉、生活応援商品券の交付事業ですが、実施時期ですね、いつをめどに開始するか、市民の皆さんに周知する時期はどのように考えていますか。それでこの商品券の場合、用途について取り立てて制限があるのか、自由に使えるのか、どういう制度設計をしているかということをお伺いします。

それから同じく6の商工費のプレミアム商品券ですが、これも実施時期をどのように想定しているのでしょうか。それでこれも用途ですが、市内の店舗が中心に限るといふふうになると思いますが、大型店での扱いをどんなふうに考えているか。その辺をお伺いします。

3点目、農林水産業費の雪害対策4億3,000万円繰越していますが、未済になっているお宅の農家の数ですね、未済申請者数、それから対象ハウスがどのくらいか。完了見込みは7月31日ということですが、その2点について詳細をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 6ページ中段でございます生活応援商品券交付事業につきましては、福祉課長からお答えいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 福祉課長。

○福祉課長（柳澤利幸君） 生活応援商品券についてでございますけれども、配付につきましては

子育て世帯臨時特例給付金、また臨時福祉給付金、これの決定通知と合わせて配付を予定してございます。それぞれ子育て世帯臨時特例給付金については6月から8月の申請、また臨時福祉給付金については8月から10月の申請となっておりますので、おおむね10月にはそれぞれの皆さんに配付をできるものと、そんなふうを考えてございます。

それと限定されるかという話でございますけれども、プレミアム商品券をそのまま利用して生活応援商品券という形で配付を予定しておりますので、その用途に限るという形になります。今のところ市内の業者という形で限定されることになるかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 6ページ、7ページの中のプレミアム付商品券につきましては、私の方からお答えいたします。また雪害対策につきましては農林課長の方から説明させていただきますが、プレミアム商品券の事業につきましては、商工会の方へ委託している事業であります。その中で現在、お聞きしている中では販売の時期につきましては7月5日の日曜日を予定しているということでございます。また使用できる店舗につきましては、市内の店舗ということで想定しておりますが、大型店についても基本的には協力していただきたいということで、明日14日の日に取り扱い加盟店募集のご案内を差し上げてありまして、その説明会を明日商工会では行うというふうにお聞きしているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） それでは雪害対策の進捗状況の方についてお答えいたします。対象のハウスの数量につきましては、全部で511棟ございましたが、4月末現在で集計しましたところ、残りが約90棟ということでございます。復旧率につきましては82%という状況であります。国との協議の中で7月末までには完成させたいということで進めておりますが、資材、人員とも厳しい状況でございます。農家の皆さん、それから関係機関とも連携をとりながら、早期完成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 生活応援商品券の交付では10月には配付ということですが、これは配付というふうになると、該当者に直接郵送かなんかでやるんでしょうか。申請主義はとらないんですか。該当者に対して案内はして、実際交付は申請してもらって配付するという形態もあるんですが、それはどういうふうを考えていますか。

○議長（櫻井寿彦君） 福祉課長。

○福祉課長（柳澤利幸君） 申請をいただく形になります。ただ、申請が該当者についてですけれども、臨時福祉給付金、また子育て世帯臨時特例給付金と同じ該当者になりますので、その申請とあわせて申請をいただくというような形で考えてございます。

○議長（櫻井寿彦君） 14番、三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 1点だけお尋ねをいたします。ページは32、33、（3）海野地区・県地区整備事業についてです。先ほど金額についてはご説明がありましたので、関連ということでお聞きをしたいと思います。これ開通してから私も早速通らせていただきました。海野宿の中を気を使って走っているよりも大変心地よく走れたなというふうに思っています。大屋の方から来たわけですけれども、18号線にぶつかる場所があります。あそこは以前からちょっと車線がいろいろ問題だなというお話を聞いておりました。私が走っているときにも、大型車も何台か行き違ったり、同じ方向へ走っていったりしたんですね。やはりあそこ18号、先ほどの市長の話にも積年の悲願だとか、地域住民の安全・安心が確保できたとか、これから観光を振興するというような、非常に価値ある道路というふうにお聞きをしましたが、18号線にぶつかる道路の改良を何とかしなければいけないのではないかなというふうに、私はそういうものの素人ですけれども、通行する者として強く感じたんですけれども、開通しました、それで終わりですではなくて、その辺のことをどのように市として考えているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） ただいまの件、やおふくの交差点と思います。その件につきましては、建設課長の方でお答えいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 建設課長。

○建設課長（関 一法君） 白鳥神社線を当時やったときに、道路改良の交差点改良を今、暫定という形でやっております。当時用地交渉も企業の皆さんも入りまして、今、暫定という形であいう形でまとまっていますけれども、今後につきましても、その上の海善寺の集落の中の都市計画道路とか、いろいろあります。そういうものも含めまして、また長野国道の事務所の方に協議が必要と考えておりますので、順次やっていきたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） そういう答弁で考えていただいているなというふうに思うんですが、本当に早急に申請なり申し出なりをして、一日も早く改良に着手できるような形でお願いをしたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それでは2点ほどお尋ねしたいと思います。まず6ページ、繰越明許費の点でございます。総務費の総務管理費の中の移住定住促進事業で、空き家一斉調査委託等でございます、290万円。これについて繰越明許となっているわけですけれども、実際の調査はいつ行われるのか、それからどのような形で行われるのか。その後の調査結果はどのように活用されるのか、3点にわたってお尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、17ページでございます、16、17ですね。負担金の中の13、使用料及び手数料の点、海野宿駐車場使用料210万円の減という形になっています。先ほど話がありましたけれど、海野宿バイパスができて、今年は来週ですか、全国の重伝建の大会が開かれるということで、

海野宿の活用をぜひお願いしたいところなんですけれども、これを見ますと、この駐車場の使用料、減ということは利用者が減ったということで理解してよろしいのでしょうか。その内容についてお尋ねいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 6ページの繰越明許費の移住定住推進事業につきましては、企画財政課長からお答えいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 空き家一斉調査委託料の内容につきまして、お答え申し上げます。空き家の調査につきましては、極力早く、業者委託をしたいというふうに考えています。業者に委託をしまして、市内の空き家らしきお宅を一斉に拾い上げていただいて、それをデータ化します。データ化したものにつきまして、できれば今、考えておりますのは、各区の皆様方に空き家かどうかというものを再度確認をさせていただきながら、空き家と確認できたものにつきまして、今後アクションを起こしていきたいというふうに考えています。ただ、個人の所有物であるとか、いろいろなデリケートな問題等もありますので、その辺につきましましては今後の課題とさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても今の段階では、どれが空き家、どういう空き家が何軒あるのか、そういうものの正確な数値がないということで、これをとりあえずは調査をした上で、今後の対策をとってまいりますというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 16、17ページの使用料及び手数料の商工使用料の210万円の減額についてですが、補正前の予算額としては905万円となっておりますが、海野宿駐車場にかかわる部分につきましては、900万円を予定しておりました。これは過去のデータ等を見ながら予算計上させていただいているものであります。その中で、今年度、26年度につきましては695万円の実績見込みということで補正をさせていただいているところでございます。その中で、前年度と比較いたしますと前年度も予算額では同じ増額を計上させていただいております。昨年のこの時期では同じような補正をさせていただいております。決算額といたしましては710万9,000円でございます。したがって昨年度と、25年度と26年度を比較しますと20万円ほど減額するというような状況であります。したがって観光客数ですとか、その辺についても減少しているというような傾向がこの点でも見られるというような状況でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それでは空き家の関係なんですけれども、業者委託という話がありました。私、これ多分区の組織を通じておやりになるのかなという気がしたんですね。やはり区の方々にもこういったことを認識してもらうためにも、後になって区に再度確認をするという形でなくて、

区の方々からいろんな情報を集めて、それで作っていくという方がやり方としてはもっとシンプルにいくし、いろんな情報も集まってくるかなと思うんですが、あえて業者委託するという意味合いをちょっとお尋ねしたいと思います。

それから海野宿の関係なんですけれども、去年は新しい「うんのわ」という施設をつくられたわけですね。海野宿をこれからの観光の拠点として行っていくということで取り組んでいるわけですね。実際にはそうすると観光客が減って、なかなか利用客が増えなかったということになりますと、やっぱり今後のこういう観光施策、もう一回見直した方がいいのではないかなという気がするんですね。ましてや先ほど話がありましたように、海野バイパスができて、受け皿ができてくると。来年は「真田丸」が放映されるということの中で、もう少し海野宿の活用ということを真剣に考えるべきではないかと思っていますが、それについてのご見解をお尋ねいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 業者委託する意味合いでございますけれども、まずは空き家を一斉調査をして、一定の時期に一定の全調査をしまして、データ化をします。データ化をするに当たっては、どここの場所、そういうものを特定しなければいけませんので、そういう意味で業者に委託をします。できたものについてデータとなったものにつきまして、各区の皆様方に、これはどういう状況の空き家であるのか、そういうことを調査した上で、今後空き家バンクに貸せる状況かどうかのそういうところも区の皆様方にお聞きしながら、今後の対策をしていきたいという考え方でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林議員の海野宿の活用に関して真剣に考えるべきではないかというご質問でございます。私もそう思って、就任以来、真剣に考えて海野バイパスの開通のために職員全員で努力してまいりましたし、駐車場の無料化に関しましても、非常に反対も多かった中にご理解をいただいて、そして海野宿の皆様方もこれまでどおりではいけないというふうにならなくなってきておるところでございますので、温かい目で見ただけがあればありがたいというふうになると思うところがございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 空き家の調査については、業者に任せるということで理解できるわけなんですけれども、地元の方に聞いた方が、そうしますと色々な情報が入ってくると思うんですね。特にどこのお宅が、そのお宅の家族構成だとか、どこにいらっしゃるだとか、あるいは貸す気があるか、売る気があるかどうかとか、そういったところはやはり地元が一番だと思うんですけれども、そこらをもう少し考えた方がいいのかなと思っています。だからそれについてはちょっともう1点ご回答いただきたいと思います。

海野宿の関係なんですけれども、温かい目で見守っていこうと思っています。ちょっとお聞きしましたら、せっかくバイパスができたのに、今の中の海野宿のところを通るようであれば、観光客

にやっぱりいろいろ迷惑がかかるんじゃないかということで、交通規制の問題が取りざたされているようでございます。住んでいる方もいらっしゃると思いますので、一概にどうこうできませんけれども、観光客の多い土日あたりは、ある程度のそういった交通規制も必要ではないかと思います。これについて再度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 空き家の業者委託ですけれども、一定の基準日に一定の空き家といえるものの一定の基準で調査をします。そのためには多くの目線ではなくて、業者に一定の目線というものを示して、それで調査をしていただく、そういうことでございます。よろしく申し上げます。

済みません、1つ忘れまして。そのできたものを区の皆様方に改めてどういう状況であるのかということをお聞きしたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 市道の規制という形になります、先ほどの海野宿の関係につきましては。このことにつきましては以前からお話が出ておりまして、海野に住む皆さんと今後よく検討する中におきまして、規制等を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 18番、堀高明君。

○18番（堀高明君） 先ほど来、海野バイパスの件については大勢の方が質問があったわけですが、非常にすばらしい道路ができてありがたいと思っているわけですが。そこで私は孫の送迎で大屋駅をたびたび利用しているんですけど、非常に海野バイパスを通過して大屋の市内へ入る車が多くなって、特に時間帯によっては渋滞をしているわけです。したがって大屋の駅の構内へ入った車が道路に出れないと、渋滞していますからね。信号もありますから、信号を何回も待っても出れないというような状況が続いているわけです。

更に「真田丸」の影響等がありまして、海野宿の観光客が増えるということになりますと、当然のことながら大型バスも進入してくるのではないかというふうに懸念されるんですけど、東御市から上田に至る先線、どのような状況になっているのか、また、どんな計画がされているのか、期成同盟会もあってともに今まで進めてきたというふうに聞いておるんですけど、そこらを説明願いたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） ただいまの件なんです、確かに上田市と東御市の境から、大屋駅に向かって混雑が予想もしていたんですが、しているという状況があります。その中におきまして、現在、大屋海野地域道路網整備推進協議会というのがありまして、これは行政区域を超えて、大屋の自治会、あるいは本海野、西海野の区民の中におきまして組織されております。それが平成19年にできまして、その皆さんと大屋周辺の道路網を何とか緩和させるのではないかということで

今、やってきております。これにつきましては上田市、当然東御市の行政も参加しております。その中におきまして、先日もですが、あそこは県道になります。県庁にも行きまして、その辺の要望もしてきております。今後上田建設事務所、あるいは上田市を交えて、この県道の改良につきましてはなるべく早く改良できるように、お願いをしていきたいというふうを考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 堀高明君。

○18番（堀 高明君） この道路の延長先は、国道18号線にタッチということでよろしいですよ。ところがあの道路を利用している方はおわかりだと思うんですけど、その先線の大屋の交差点、丸子へ行く道路と下吉田へ上る道路ですね。あの交差点から、今のタッチされると海野バイパスの国道18号線へのタッチのところが、ずっと渋滞しているんですよ。更にこれが海野からの車が上るとすれば、更に渋滞がひどくなる。海野バイパスを利用する人は、そこが渋滞するから当然のことながら先ほど申し上げた大屋の駅前の道路を通過するということになるんですよ。そこらも総合的に考えて、将来構想、特に上田市分ですから、ここであまり深くは追求できないんですけど、上田市との話し合いを濃密に進めていただきたいと。よろしくお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） よろしいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第42号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第 5 議案第43号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて

◎日程第 6 議案第45号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第5 議案第43号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、日程第6 議案第45号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ただいま上程となりました議案第43号及び第45号について、ご説

明いたします。

平成26年度補正予算書の47ページをお開きください。

議案第43号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

49ページをご覧ください。

専第3号 平成26年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

繰越明許費。

第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、平成27年3月31日に専決処分し、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、第1表繰越明許費によるというものです。

51ページをお開きください。第1表繰越明許費です。

款1 総務費項1 総務管理費、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託、国保資格給付管理システム99万8,000円、同じく項2 徴税費、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託、国税賦課徴収システム49万9,000円は、ともにシステム改修仕様の作成に不測の日数を要したことにより繰り越したもので、資格給付管理システムの事業完了は7月31日、賦課徴収システムの事業完了は5月31日を予定しております。

引き続き議案第45号をご説明いたします。引き続き補正予算書の59ページをお開きください。

議案第45号 平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

61ページをご覧ください。

専第5号 平成26年度東御市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費。

第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、平成27年3月31日に専決処分し、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は、第1表繰越明許費によるというものです。

63ページをお開きください。第1表繰越明許費です。

款1 総務費項1 総務管理費、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託、後期高齢者医療システム40万円は、システム改修仕様の作成に不測の日数を要したことにより繰り越したもので、事業完了は7月31日を予定しております。

以上、議案第43号及び第45号につきまして、提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の

上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 最初に議案第43号について質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第45号について質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第 7 議案第44号 平成26年度東御市介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第7 議案第44号 平成26年度東御市介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） ただいま上程となりました議案第44号につきまして、提案理由をご説明いたします。

平成26年度の補正予算書、53ページをお願いいたします。

議案第44号 平成26年度東御市介護保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして55ページをお願いいたします。

専第4号 平成26年度東御市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。繰越明許費。

第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表繰越明許費によるものでございます。

おめくりをいただきまして57ページをお願いします。

第1表繰越明許費でございます。款1総務費項1総務管理費、社会保障・税番号制度に伴うシステム改修委託、介護保険システムはシステム仕様の作成に不測の日数を要したため、委託料110万円を繰り越したものでございまして、事業完了は平成27年7月31日を予定しております。

以上、議案第44号につきまして提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） これから議案第44号について質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第 8 議案第46号 東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

◎日程第 9 議案第47号 東御市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

◎日程第10 議案第48号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

◎日程第 1 1 議案第 4 9 号 東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処
分の承認を求めることについて

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第 8 議案第 46 号 東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第 9 議案第 47 号 東御
市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、日程第 10 議案
第 48 号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、
日程第 11 議案第 49 号 東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて、以上 4 議案を一括議題とします。本 4 議案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長(土屋一夫君) ただいま上程となりました議案第 46 号、47 号、48 号及び 49 号の 4
議案についてご説明いたします。

最初に、議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 46 号 東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決
処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項
の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

2 ページをご覧ください。

専第 6 号 東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきま
して、地方自治法の規定により、平成 27 年 3 月 31 日に専決処分したものです。

中段以下は改正条文です。

改正の概要をご説明いたしますので、別冊の条例の専決処分に関する資料をご覧ください。この
資料の 1 ページをお開きください。

東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部改正の概要についてです。

条例の名称は、東御市税条例及び東御市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例です。

2、改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が 3 月 31 日に公布されたこと
に伴い、市の税条例につきましても所要の改正を行うというものです。

3、改正の概要は、主なものを挙げております。(1)は住宅ローン減税の措置は適用期限が平
成 29 年末まででしたが、消費税率 10% への引き上げ時期が平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日
へと変更されたことにより、適用期限を 1 年 6 カ月延期し、平成 31 年 6 月 30 日までとするというも
のです。

(2)はふるさと納税制度の充実に伴い、特別控除額の上限を個人住民税所得割額の 1 割から 2
割に拡充とするというものです。

(3)はいわゆる「わがまち特例」の対象として、新築のサービス付き高齢者向け貸家住宅に係

る固定資産税額の減額の割合を3分の2とするものです。

(4)は平成6年度から課税標準額を土地価格に近づける緩やかな調整をしてみいました現行の措置を更に29年度まで3年間延長するというものです。

(5)は平成27年度以降に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、平成28年度の税率を燃費目標基準の達成に応じておおむね4分の1から4分の3とするものです。

(6)は原動付自転車、二輪の軽自動車及び二輪車の小型自動車等に係る引き上げ後の税率について、平成27年度以降の年度分の軽自動車税について適用するとしてきましたが、その施行日を見直し、適用開始時期を1年延長して平成28年度以降の年度分の軽自動車税について適用するというものです。

(7)は所得税における国外転出時課税の創設がなされましたが、個人住民税が1月1日現在で課税されることから、個人住民税所得割の課税標準の計算は従前どおりの計算方法を継続するというものです。

(8)は平成22年10月のたばこ税率の引き上げに伴い、小売定価が大幅に引き上げられ、旧3級品のわかば、エコー、ゴールデンバット、しんせいなど、6銘柄は低価格で販売されていますが、これらの販売数量が急増していることから、従来の特例税率を廃止するというものです。

なお、この改正は激変緩和等の観点から、平成28年4月1日から平成31年4月1日まで段階的に施行される予定です。

4、施行期日は前述の3、改正の概要中の(1)から(6)までは平成27年4月1日、(7)は平成28年1月1日、(8)は平成28年4月1日です。

5、その他は改正後の規定の適用に際して必要な経過措置を設けるものです。

2ページからは、この条例の新旧対照表ですが、説明は省略させていただきます。

次に、議案第47号をご説明いたします。議案書に戻りまして議案書の17ページをお開きください。議案第47号 東御市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

18ページの中段以下は改正条文です。

改正の概要をご説明いたしますので、別冊の資料をご覧ください。資料の25ページをお開きください。

条例の名称は、東御市都市計画税条例の一部を改正する条例です。

2、改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

3、改正の概要は、固定資産税と同様の負担調整措置を29年度まで3カ年間延長するというもののほか、地方税法等の一部改正により運用する条項に移動が生じたこと等の理由から、所要の改正

を行うといつうものです。

4、施行期日は、平成27年4月1日です。

5、その他は、改正後の規定の適用に必要な経過措置を設けるものです。

引き続き議案第48号をご説明いたします。議案書に戻りまして21ページをお開きください。

議案第48号 東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

22ページは改正条文です。

改正の概要をご説明いたしますので、申しわけございません、別冊の資料をご覧ください。31ページをお開きください。

条例の名称は、東御市国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

2、改正の理由は、地方税法及び国民健康保険法施行令等の一部を改正する法律並びに関係法令の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

3、改正の概要は、平成27年度国民健康保険税の課税分から、賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の改正等を行うものです。

(1) は医療保険分と後期高齢者支援金分の賦課限度額をそれぞれ1万円、介護保険分を2万円引き上げるといふものです。

(2) は経済動向等を踏まえ、低所得世帯に配慮し、軽減判定所得の基準額の計算において被保険者等の数に乘すべき金額を5割軽減で1万5,000円、2割軽減で2万円それぞれ引き上げるものです。

4、施行期日は、平成27年4月1日です。

引き続き議案第49号をご説明いたします。議案書に戻りまして25ページをお開きください。

議案第49号 東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

26ページは改正条文です。

改正の概要をご説明いたしますので、別冊の資料をご覧ください。35ページをお開きください。

条例の名称は、東御市国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

2、改正の理由は、国民健康保険法の一部を改正する法律及び関係法令の公布に伴い、所要の改正を行うといふものです。

3、改正の概要は、暫定措置として講じてまいりました保険者支援制度、高額医療費共同事業、保険財政安定化事業が恒久化したことにより、運用する条項に移動が生じたこと等のため、所要の

改正を行うものです。

4、施行期日は、平成27年4月1日です。

以上、議案第46号から49号の4議案につきまして、提案の理由並びに概要をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 最初に、議案第46号について質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第47号について質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第48号について質疑を行います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 本案についての改正点は2点であります。賦課限度額の引き上げ、2番目に5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得基準の引き上げであります。それぞれについてこの改定によりますと平年ベースでの税収の増減、いかほどになるか、及び対象となる、それぞれについての対象となる被保険者数はどのくらいになりますか。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問のありました数字並びに世帯数でご回答申し上げたいとい

うふうに思います。

まず課税限度額の引き上げによります影響でございますけれども、26年度ベースの所得で試算してまいりますと、160万円収入増ということになります。それで限度額の引き上げでございますので、それに伴って税率等も変わるという全体の影響世帯は約70世帯というふうに試算をしております。ただ、この限度額の改正で超過限度額から外れる世帯ということでは10世帯を試算しております。

2点目の負担軽減の見直しについてでございます。まず2割軽減から5割軽減対象となる世帯は32世帯というふうに試算をしております。130万円の減収ということを試算しております。また、軽減対象外から2割対象となる世帯は9世帯で、12万円の収入減という形で試算をしております。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） よろしいですか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第49号について質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第12 議案第52号 教育長の任命について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第12 議案第52号 教育長の任命についてを議題とします。本案を書記に朗読させます。

○書記 議案第52号 教育長の任命について。

下記の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記

東御市滋野、牛山廣司。

略歴等は議案書のとおりでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（花岡利夫君） ただいま上程となりました議案第52号 教育長の任命につきまして、提案の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行となりました。同日、現教育長から平成27年5月18日付をもって、教育長の職を辞したい旨の届が提出されたことに伴い、新たに改正法に基づく新教育長を任命いたすものであります。

このほど提案いたします牛山廣司さんは、公立小学校長として勤務された経歴をお持ちで、学校教育現場での豊富な経験に加え、地域の教育事情にも精通され、市の教育指導主事として教育相談や就学指導の任にも当たられ、平成24年からは市の教育長として従事いただいております。

この間の業績が示すとおり、人格が高潔であり、教育行政に深い見識と熱意を有する方であり、新教育長として適任者であります。

なお任期は改正法に定めるとおり3年間でございます。

よろしくご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（櫻井寿彦君） これから議案第52号について質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第52号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第13 議案第51号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第14 議案第50号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第1号）

（上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第13 議案第51号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第14 議案第50号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第1号）、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいま一括上程となりました議案第51号及び議案第50号につきまして、提案説明を申し上げます。

最初に、議案第51号でございます。議案書と条例案に関する資料をお願いいたします。議案書の27ページをお願いいたします。

議案第51号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

以下につきましては、改正条文でございます。

この説明につきましては、別冊の条例案に関する資料で行います。こちらの資料の37ページを開きください。

東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の概要についてでございます。

条例の名称につきましては、東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行による新教育長制度への移行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要といたしまして、新教育長は教育委員会制度改革に伴いまして現行の教育長と教育委員長の本一化によりまして、これまでの教育長の職務に加え、教育委員長の職務、職責を担うことから、教育委員長の職務、職責分として給与月額1万7,000円の増額改正を行うものでございます。

施行の期日は平成27年5月19日でございます。

38ページにつきましては、条例の新旧対照表でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、議案第50号につきまして提案説明を申し上げます。お手元の補正予算書、平成27年度の東御市一般会計補正予算書をお願いいたします。こちらの補正予算書の1ページをお願いいたします。

補正予算の概要につきましては、新教育委員会制度への移行に伴う教育委員会の人件費の補正でございます。

議案第50号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第1号）。

平成27年度東御市一般補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億3,201万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正につきましては、ご覧のとおりでございますので、説明は省略をいたします。

5ページから7ページにつきましては、歳入歳出予算補正の事項別明細書の総括でございますが、省略をさせていただきたいと思っております。

8ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。

款18繰入金項1基金繰入金目1基金繰入金201万7,000円の増額につきましては、職員退職手当基金及び財政調整基金からの繰入金の増額でございます。

10ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。

款9教育費項1教育総務費目1教育委員会費21万2,000円の減額につきましては、教育委員長の報酬の減額でございます。目2事務局費222万9,000円の増額につきましては、新教育長の報酬引き上げ分及び現教育長の退職手当などの増額補正でございます。

13ページをお願いいたします。給与費明細書について申し上げます。特別職でございますが、下段の比較の欄で申し上げます。比較の欄の計でございますけれども、左から2番目の職員数の増減はございません。給与費のうち報酬の21万2,000円の減額につきましては、教育委員会制度改革に伴い、教育委員長が教育委員としての報酬に移行することによるものでございます。給料の17万8,000円及び期末手当7万4,000円の増額につきましては、特別職給与条例の改正に伴う新教育長の増額分でございます。その他手当の197万7,000円の増額につきましては、教育長の退職に伴う退職手当の増によるものでございます。

以上、議案第51号及び第50号につきまして提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 最初に議案第51号について質疑を行います。なお本議案につきましては、委員会に付託される議案であります。自己所属委員会の担当部門に係る議案の質疑については、原則として委員会をお願いすることが例となっておりますので、申し添えます。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第51号は総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

総務文教委員は、別室において総務文教委員会を開催の上、審査を願います。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 0時05分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

議案第51号に対する審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（長越修一君） 総務文教委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、5月12日に付託された議案について、同日審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により、ご報告申し上げます。

議案第51号 東御市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

特に申し上げることはございません。

以上、報告を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

総務文教委員長、着席願います。

これから議案第51号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号について質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(櫻井寿彦君) 異議なしと認めます。

議案第50号は原案のとおり決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(櫻井寿彦君) これをもちまして、平成27年東御市議会第1回臨時会を閉会します。

(午後 0時07分)

○事務局長(宮嶋武彦君) お知らせします。ただいまから表彰の伝達式を行いますので、しばらくお待ちください。

去る4月7日開催されました北信越市議会議長会第90回定期総会の席上におきまして、清水新一議員、長越修一議員、依田俊良議員の3名が表彰を受けられましたので、ここで表彰の伝達を行います。

受賞議員の皆様は、恐縮ですが、前にお進みください。

○議長(櫻井寿彦君) 表彰状。

東御市、清水新一殿。

あなたは市議会議員として在職10年、よく市政の発展に努められ、その功績は誠に顕著なものがあります。よって第90回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰します。

平成27年4月7日。

北信越市議会議長会会長、長岡市議会議長、丸山勝総。代読。

(拍手)

○議長(櫻井寿彦君) 表彰状。

東御市、長越修一殿。

以下同文でございます。

(拍手)

○議長(櫻井寿彦君) 表彰状。

東御市、依田俊良殿。

以下同文でございます。

(拍手)

○事務局長(宮嶋武彦君) 誠におめでとうございます。

以上をもちまして、伝達式を終了します。

ありがとうございました。